

平成18年3月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会

○議事日程

平成18年3月24日(金曜日)午後1時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議案第1号から議案第10号を一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

議案第3号 質疑、討論、採決

議案第4号 質疑、討論、採決

議案第5号 採決

議案第6号 採決

議案第7号 採決

議案第8号 採決

議案第9号 採決

議案第10号 採決

日程第4 一般質問

○本日の会議に付した事件

1 開 会

2 諸般の報告

3 会議録署名議員の指名

4 会期の決定

5 議案第1号から議案第10号の上程、説明

6 議案第1号の質疑、討論、採決

7 議案第2号の質疑、討論、採決

8 議案第3号の質疑、討論、採決

9 議案第4号の質疑、討論、採決

10 議案第5号の採決

11 議案第6号の採決

12 議案第7号の採決

13 議案第8号の採決

14 議案第9号の採決

15 議案第10号の採決

16 一般質問

17 閉会

出席議員(12名)

- 1番 臼井尚夫
- 2番 倉田彰夫
- 3番 寺田一彦
- 4番 三橋秀夫
- 5番 立崎金治
- 6番 伊藤高明
- 7番 小澤定明
- 8番 北村新司
- 9番 今関喜内
- 10番 江澤眞一
- 11番 高崎長雄
- 12番 京増幸男

説明のため出席した者の職氏名

組合長	長谷川 健 一
副組合長	渡 貫 博 孝
副組合長	小 坂 泰 久
収入役	山 本 悦 丸
消防長	島 村 義 明
次長	林 田 叔 三
総務課長	原 口 貞 男
予防課長	荻 嶋 樹 夫
査察調査課長	密 本 光 夫
警防課長	竹 尾 要
通信指令課副主幹兼指令第1係長	滝 口 喜代松
佐倉消防署長	落 合 謹 一
志津消防署長	細 谷 繁 雄
八街消防署長	大 野 道 夫
酒々井消防署長	白 鳥 直 木

議会事務局出席職員氏名

書記長 名 和 富 男
書 記 齊 藤 知 久
書 記 安 藤 純 一

開会及び開議の宣告（午後 1 時 3 5 分）

○議長（寺田一彦君） ただいまの出席議員は 12 名であります。したがって、会議は成立いたしましたので、開会いたします。

諸般の報告

○議長（寺田一彦君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

組合長より地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づく専決処分について報告がありました。また、監査委員より地方自治法第 235 条の 2 の規定に基づく例月出納検査結果報告書の提出がありました。それぞれお手元に配付いたしましたので、印刷物によりご了承願います。

続きまして、消防長より行政報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

消防長、島村義明君。

○消防長（島村義明君） 消防長の島村義明でございます。お許しをいただきまして、諸般の報告を申し上げます。

初めに、火災の発生状況についてでございます。お手元に平成 17 中の火災概要の資料を配付させていただいておりますが、平成 17 年 1 月 1 日から同年 12 月末日までの組合全体の火災発生件数は延べ 123 件で、前年と比較して 18 件、12.8%の減少でございます。火災の発生が大きく減少した平成 15 年を除き、この数年間は年間 140 件前後の発生件数を推移していますので、123 件という件数は例年と比較しても少ない発生件数であると言えます。火災種別では、建物火災が 59 件で全体の 48%を占めており、前年と比較しますと 14 件の減少、林野火災は 12 件で 5 件の増加、車両火災は同じく 12 件で 1 件の増加、その他火災、これは火災統計上、枯れ草、廃材、廃車車両などが燃える火災を言いますが、40 件で 10 件の減少となっています。構成市町別の出火件数及び対前年比は、佐倉市が 71 件で 15 件の減少、八街市は 39 件で 8 件の減少、酒々井町は 13 件で 5 件の増加となっています。人口 1 万人当たりの出火件数、これは火災統計上は出火率と呼ばれておりますが、組合全体では 4.5%、構成市町別では佐倉市が 4.0%、八街市が 5.1%、酒々井町が 6.1%となっています。平成 17 年度千葉県全体の出火率が 4.6%でございますので、当組合全体としては、県内平均とほぼ同じ出火率があったと言えます。火災による損害額は 2 億 3,166 万 4,000 円で、前年と比較しますと 1 億 1,893 万 5,000 円減少しています。火災による死者は

4人、負傷者は16人でございます。出火原因別発生状況は、放火、これは放火の疑いも含めてでございますが、45件で最も多く、続いてコンロ12件、たき火10件、たばこ、火遊び、焼却炉、ろうそくが原因となったものがそれぞれ5件の順となっています。消防本部といたしましては春や秋の全国火災予防運動や自治会、町内会の防火指導及び事業所に対する立入検査等の機会を通じて火災予防思想の普及に一層努めてまいります。

次に、救急活動状況について申し上げます。こちらもお手元に平成17年中の救急救助の概要の資料を配付させていただきましたが、平成17年1月1日から同年12月末日までの組合全体の救急活動状況は、出場件数が1万636件、搬送人員は1万12人で、初めて1万件の大台を突破し、ここ10年間で約2倍に増加いたしております。これを前年と比較しますと出場件数で729件、74%、搬送人員では625人、67%それぞれ増加しています。1日平均にいたしますと約29件の出場になり、管内の住民約275人に1人が救急車で運ばれた計算になります。構成市町別では佐倉市が6544件、これは組合全体の615%になります。八街市が3279件、同じく308%、酒々井町が813件、77%となっています。救急事故種別は、急病が最も多く6264件、これは全出場件数の589%になります。交通事故が1519件、143%、一般負傷1309件、123、転院搬送、これは病院から病院への搬送でございますが、879件、83%の順で続いています。このうちドクターヘリと連携した救急活動は126件で、前年と比較しますと40件の減少となっています。大幅に減少した理由といたしましては、オーバートリアージの減少によるものと推察されます。構成市町別ドクターヘリ活動件数は、佐倉市が63件、八街市49件、酒々井町14件となっています。ドクターヘリの搬送先といたしましては、全搬送件数の約60%がドクターヘリを運行しています日本医科大学附属千葉北総病院に搬送されており、このほかの主な搬送先といたしましては、成田赤十字病院、亀田総合病院、旭中央病院、千葉県救急医療センターなどとなっています。次に、気管挿管ができる救急救命士の育成についてでございますが、当組合現在36名の救急救命士がおりますが、このうち6名が気管挿管の認定を受け、現在実務についており、このほか2名が病院で実技研修を行ってまして、間もなく認定を受けられる予定であります。また、本年4月1日から救急救命士による心臓の鼓動を促す薬剤の投与が認められるようになりますが、当組合では既に2名の救急救命士が薬剤投与の研修及び病院実習を終わらしまして、4月1日からの開始に向けて準備を整えております。薬剤の投与は、さらなる救命率の向上につながることを期待されておりますが、気管挿管の認定を受けた救急救命士でなければ薬剤投与の課程へ進むことができないことから、当組合では今後も計画的に資格者の育成に努めてまいります。

以上で諸般の報告を終わらせていただきます。

会議録署名議員の指名

○議長（寺田一彦君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 73 条の規定により、議席番号 4 番、三橋秀夫君、議席番号 7 番、立崎金治君の両名を指名いたします。

会期の決定

○議長（寺田一彦君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（寺田一彦君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたします。

議案第 1 号から議案第 10 号の上程、説明

○議長（寺田一彦君） 日程第 3、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第 1 号から議案第 10 号の 10 件を一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（寺田一彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号から議案第 10 号の 10 件を一括議題といたします。

提案理由の説明

○議長（寺田一彦君） 提案理由の説明を求めます。

組合長、長谷川健一君。

（組合長 長谷川健一君登壇）

○組合長（長谷川健一君） 本日ここに、平成 18 年 3 月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙中にもかかわらず出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを厚く感謝申し上げます。それでは、ただいまから本定例会に提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第 1 号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、昨年人事院及び千葉県人事委員会から、公務員給与に地場賃金を反映させるための地域間配分の見直し、年功的な給与上昇の抑制と、職務、職責に応じた給料構造への転換及び勤務実績の給与への反映を柱とした昭和 32 年に現在の給与制度が確立して以来 50 年ぶりの給与制度、諸

手当制度全般にわたる抜本的な改革について勧告がなされました。当組合におきましても、これらの勧告及び構成市町の改正に沿った改正をいたそうとするものでございます。改正の主な内容につきましては、給料表水準の引き下げ及び級構成の再編、昇給制度の改正並びに調整手当の廃止と地域手当の新設などでございます。

議案第2号 平成17年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算(第3号)についてでございます。歳入歳出それぞれ1270万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億6794万2000円といたそうとするものでございます。歳入では、手数料及び組合債を減額し、寄附金、繰越金及び雑入を増加いたそうとするものでございます。歳出の補正の主なものといたしましては、総務費で積立金の増額、常備消防費では職員の欠員等による給料及び手当の減額を、備品購入費で消防車両の事業費の確定に伴う減額及び警防用備品購入費を増額いたそうとするものでございます。

議案第3号 平成18年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算についてでございますが、引き続き地方財政が非常に厳しい状況下にありますので、歳出予算の一層の削減に努め、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ42億2863万9000円といたそうとするものでございます。前年度に比べ0.6%、2599万2000円の減でございます。歳入の主なものといたしましては、構成市町からの分担金及び負担金で39億7318万7000円、財政調整基金からの繰入金で1億円及び組合債が1億4240万円等でございます。歳出では、前年度と比べ議会費が10.1%、23万4000円の減、総務費は4.8%、3万7000円の増、消防費は0.8%、3032万7000円の減、公債費は1.4%、453万2000円の増となっております。主な事業といたしましては、佐倉消防署の電源照明車を新規配備並びに八街消防署の水槽付消防ポンプ自動車、角来出張所の消防ポンプ自動車、神門出張所の高規格救急自動車をそれぞれ更新予定でございます。

議案第4号 本案は千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございます。

議案第5号から議案第7号につきましては、佐倉市八街市酒々井町消防組合情報公開条例に基づく情報公開審査委員の委嘱についてでございます。おしおいわお氏、杉浦健一氏及び都筑義夫氏を再任するに当たり、議会の同意を求めようとするものでございます。

議案第8号から議案第10号につきましては、佐倉市八街市酒々井町消防組合個人情報保護条例に基づく個人情報保護委員の委嘱についてでございます。押谷鞆雄氏、杉浦健一氏及び都筑義夫氏を再任するに当たり、議会の同意を求めようとするものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げ

ましたが、細部につきましては担当者から説明をさせますので、何とぞ慎重にご審議の上、可決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（寺田一彦君） 組合長、長谷川健一君。

（組合長 長谷川健一君登壇）

○組合長（長谷川健一君） 情報公開審査委員の委嘱についての氏名でございますが、押谷鞆雄さんを「おしおいわお」と呼びましたので、訂正をし、押谷鞆雄にさせていただきます。

以上です。

提案理由の細部の説明

○議長（寺田一彦君） 提案理由の細部の説明を求めます。

次長、林田叔三君。

○次長（林田叔三君） 次長の林田叔三でございます。提案理由の細部について説明をいたします。

議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方公共団体における職員の給与は、地方行財政の状況並びに人事院の給与に関する報告及び勧告を踏まえ、地域の民間給与の状況を反映しつつ定めております。昨年的人事院においては、公務員給与に地場賃金を反映させるための地域間配分の見直し、年功的な給与上昇の抑制と職務、職責に応じた給与構造への転換及び勤務実績の給与への反映の柱とした、昭和32年に現在の給与制度が確立して以来50年ぶりの給与制度、諸手当制度全般にわたる抜本的な改革について勧告がなされました。このため、当組合といたしましても適正な給与水準を維持するため、人事院勧告、千葉県人事委員会勧告、及び構成市町の改正状況に準拠し、給与条例の一部を改正いたそうとするものであります。改正内容についてであります。2、改正内容、（1）給料表等の改正、ア、給料表水準の改正につきましては、給与水準の引き下げを行うとともに、暫定給料について廃止するものであります。国における現在の国家公務員の給料表が給与水準の高い地域を含めた全国平均を基礎として設定されていることから、地方の地場賃金を上回っている状況にあるため、給料表の引き下げを行うもので、平均引き下げ率は55%であります。イ、級与構成の再編につきましては、現行の9級制のものを、3級と4級を統合し、8級制に編成しようとするものであります。ウ、号給構成の改正につきましては、現行の1号給当たりの昇給額が大きいことから、きめの細かい勤務成績実績について昇給への反映を行うため、現行の1号給を4号給に分割するものであります。（2）昇給制度の改正についてであります。ア、

昇給時期の統一を図ろうとするもので、現行の4月、7月、10月、1月の年4回に分割した昇給について、これを年1回の4月1日に昇給時期の統一を図ろうとするものであります。イ、昇給の基準についてであります。ウ、枠外昇給制度の廃止につきましても、給料表の各級の最高号給の給料月額に達したものに對し、号給を超えて特別に昇給できる仕組みを改正するもので、枠外昇給制度を廃止するものであります。エ、55歳昇給抑制措置の導入につきましても、現行の58歳昇給抑制措置にかえて、55歳以上の職員の昇給については、年齢による一律的な停止制度を廃止し、その昇給幅を通常職員の昇給4号給の半分の2号給に抑制した昇給とするものであります。(3)地域手当の新設についてであります。国において、地域における公務員給与水準の見直しが図られ、民間賃金の地域格差が適切に反映されるよう、給料表を引き下げ、民間賃金水準の高い地域には現行の調整手当を廃止し、新たに地域手当を新設するものであります。支給率については、国における支給区分の5級地である佐倉市の支給割合に準じ6%とし、地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を除いて得た額とするものであります。(4)その他の職員手当の改正についてであります。ア、住居手当の改正につきましても、職員が所有する住宅にかかる住居手当について、新築あるいは購入から5年間の支給について、現行の4,300円から2,500円に減額するものであります。イ、特殊勤務手当の改正につきましても、別表第2に掲げる特殊勤務手当のうち夜間特殊業務手当について、現行の1夜につき400円の支給を廃止するものであります。ウ、勤勉手当の支給率の改正についてであります。平成17年度の支給率は6月期の支給率が100分の70、12月期の支給率が100分の75で、年間の合計支給率は100分の145であります。これを2分割し、6月期及び12月期の支給率をそれぞれ100分の72.5の支給率に改正するものであります。3、改正に伴う切りかえ方法及び経過措置等についてであります。(1)切りかえ方法、新たな給料表への切りかえ方法については、平成18年4月1日の前日において属していた級及び号給に基づいて、附則別表第1及び第2による切りかえ方法により行うものであります。(2)経過措置。ア、切りかえに伴う給料月額に係る経過措置といたしましては、新たな給料表への切りかえを行い、切替日において受ける給料月額が切替日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなる職員については、経過措置としてその達するまでの間は新たな給料月額に加え、その差額に相当する額を給料として支給するものであります。また、55歳昇給抑制措置に係る経過措置についても、現行の58歳昇給抑制措置にかわり、55歳昇給抑制措置を導入することに伴い、必要な昇給調整を図るものであります。なお、施行期日といたしましては、平成18年4月1日から施行

いたそうとするものであります。

続いて、議案第2号をお願いいたします。平成17年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算(第3号)について説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1270万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億6794万2000円といたそうとするものであります。補正の内容につきましては、5ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。まず、歳入であります。2款使用料及び手数料、1目手数料は32万円の減額で、これは危険物許可申請手数料等で、当初見込みより少なかったため減額するものであります。6款寄附金、1目一般寄附金は9万9000円の増額で、これは平成17年10月、佐倉市内で発生した火災事案により、関係者から当組合に対し、感謝の意を表したい旨の申し出による寄附金であります。8款繰越金、1目繰越金の補正額は2214万1000円で、これは前年度の繰越金であります。9款諸収入、2項1目雑入は補正額78万6000円の増額で、これは保険会社から支払われる保険事務手数料等の増額であります。10款組合債、1目組合債は補正額1000万円の減額で、これは消防車両と整備事業による組合債で、事業費の確定による減額であります。次に、6ページの歳出について説明いたします。2款総務費、1目一般管理費の補正額4,199万9000円の増額で、前年度繰越金及び職員の欠員増による人件費の余剰分を財政調整基金へ積み立てようとするものであります。3款消防費、1目常備消防費は2,929万3000円の減額であります。内訳といたしましては、2節給料で1,710万円、3節職員手当で377万8000円の減額で、これにつきましては職員数2名の欠員等によるものであります。18節備品購入費は841万5000円の減額で、車両購入費は水槽付消防ポンプ自動車1台、消防ポンプ自動車1台、高規格救急自動車1台、空気充填車1台の購入事業で、事業費の確定による減額であります。警防用備品購入費は10万円の増額で、これは歳入でも申し上げましたが、平成17年10月、佐倉市内で発生した火災事案に対し、関係者から当組合に対する寄附金により、地域住民に対する応急手当の普及啓発活動に寄与するため、AEDトレーニングシステム一式を購入しようとするものであります。3ページにお戻り願います。第2条地方債の補正についてであります。消防車両整備事業にかかわる地方債の限度額、利率について定めたもので、消防車両整備事業の起債額の変更により、確定後の限度額の補正を行おうとするものであります。

続いて、議案第3号をお願いいたします。平成18年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算について説明いたします。予算書の1ページをお願いいたします。平成18年度一般会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億2,863万9000円といたそうとするもので、これは対前年度比0.6%の減額となっております。平成18年度予算の細部につきましては、4ページからの一

般会計歳入歳出予算事項別明細書により説明いたします。5ページ、歳入について説明いたします。なお、構成市町分担金、分担割合については、平成18年度一般会計予算書の3ページに記載されておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。1款分担金及び負担金、1項分担金、1目常備消防費分担金は36億4,436万2,000円で、対前年度比1.1%の減額であります。構成市町別の分担額は、佐倉市が22億9,012万4,000円で分担率は62.83%、八街市が9億8,917万3,000円で27.15%、酒々井町が3億6,506万5,000円で10.02%であります。2目長期債償還分担金は3億2,882万5,000円で、対前年度比1.4%の増額であります。増額の理由といたしましては、平成15年度債の志津消防署庁舎改修事業及び消防車両整備事業に係る元金償還の発生によるものであります。構成市町別の分担額は、佐倉市が2億5,121万3,000円、八街市が5,463万5,000円、酒々井町が2,297万7,000円であります。2款使用料及び手数料、1目手数料は200万円で前年と同額で、これは危険物施設の許認可申請に係る手数料等であります。3款国庫支出金、1目国庫補助金は1,000円で、平成17年度以降、常備消防に係る市町村消防設備整備費補助金が対象から除外されたことにより、設目のみとしております。6ページをお願いします。4款県支出金、1目県補助金は404万8,000円で、当組合の整備計画に基づき、18年度に更新を計画しております神門出張所に配置する高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材の更新に係る消防施設強化事業補助金であります。5款財産収入、1目利子及び配当金は1,000円で、これは財政調整基金の預金利子であります。6款寄附金、1目一般寄附金は1,000円であります。7款繰入金、1目財政調整基金繰入金の1億円は、財政調整基金からの繰入金であります。8款繰越金、1目繰越金は1,000円あります。9款諸収入、1目預金利子の1,000円は歳計金等の預金利子であります。2項1目雑入は699万9,000円で、東関東自動車道の救急業務に対して東日本高速道路株式会社から当組合に支払われる支弁金及び職員が個人で加入する保険会社から支払われる給料天引き事務手数料であります。10款組合債の1億4,240万円は、当組合の整備計画に基づき、平成18年度に計画しております八街消防署に配置する水槽付消防ポンプ自動車、角来出張所に配置する消防ポンプ自動車及び神門出張所に配置する高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材の更新並びに佐倉消防署に配置する電源照明車は、夜間災害現場における円滑な消防活動、活動隊員の安全確保を図ることから、災害現場の照明作業を行うもので、新規導入するもの、これらに係る消防車両整備事業債であります。次に、8ページからの歳出について説明いたします。1款1目議会費の208万2,000円は、議員報酬及び議会運営に係る費用で、対前年度比10.1%の減となっており、減額の理由といたしましては被服費で、平成17年度改選をいたしております佐倉市及び八街市議会選出議員5名分の被服費等の減額によるものであります。9ページに移りまして、2

款総務費は 81 万 5 000 円で、対前年度比 4 8%の増となっており、組合議会の先進地視察について、日帰りと 2 日を各年で実施しておりますが、18 年度が 1 泊 2 日に当たることにより、旅費等の増額であります。1 項 1 目一般管理費の 70 万 9 000 円は、特別職 4 名分の給料及び組合運営に要する経費であります。2 項 1 目監査委員費の 10 万 6 000 円は、監査委員 2 名分の報酬及び監査事務に要する経費であります。次に、10 ページをお願いいたします。3 款 1 項消防費、1 目常備消防費は 38 億 9 277 万 4 000 円で、常備消防の運営に要する経費で、対前年度比 0 8%の減額となっております。減額の主な理由といたしましては、職員手当で地域手当、夜間特殊業務手当等人件費の引き下げを図ったこと、及び物件費、維持補修費等の削減によるものであります。1 節報酬の 73 万 7 000 円は、当組合の健康管理規程に基づく産業医 1 名分及び個人情報保護委員、情報公開審査委員各 3 名分並びに審議会委員各 5 名分の報酬であります。2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費などは全消防職員の人件費で、人件費の総額は 34 億 6 634 万 2 000 円で、常備消防費の 89%を占めております。11 ページに入りまして、8 節報償費の 80 万円は、人命救助や消火協力者、優良消防職団員及び医療機関等の表彰に要する経費、職員の定期研修及び音楽隊の演奏・訓練時の講師等に対する謝礼であります。9 節旅費の 543 万 5 000 円は、全消防職員の普通旅費と消防大学校、県消防学校、救急救命士研修所等の研修及び視察、会議等に係る特別旅費であります。10 節は消防長交際費で、対前年度比 10 0%の減額であります。11 節需用費は 1 億 1 399 万 5 000 円で、そのうち消耗品費の 1 357 万 4 000 円は、消防本部及び各署所の事務用、庁用、予防用、警防用、自動車用の消耗品及び図書等の購入に要する経費であります。燃料費の 1 399 万 9 000 円は、消防車両等 68 台分の燃料、オイル及び暖房用燃料並びに非常用発電機の燃料に要する経費であります。印刷製本費の 461 万 5 000 円は、年 2 回発行し各世帯に配付しております当組合の広報紙ダイヤル 119 及び防火ポスター、各種帳票類、組合例規集、消防年報、火災原因調査等に用いる写真現像料、その他の印刷にかかわる経費であります。光熱水費の 4 354 万 2 000 円は、消防本部及び各署所の電気、ガス、水道、下水道の使用料であります。修繕料の 1 566 万 2 000 円は、消防車両の車検 33 台、12 カ月点検 30 台、タイヤ交換、その他の車両修繕、事務用機器、警防用備品、通信指令設備の修繕及び庁舎施設の修繕に要する経費であります。被服費の 1 684 万 5 000 円は、被服の貸与規則に基づき全職員に貸与する被服等の購入費であります。18 年度につきましては 1 人当たりの被服費の削減を図るとともに、毎日勤務の管理職員については、前年に引き続き、基本的に被服の貸与を見送ることとしております。救急医薬材料費の 539 万 7 000 円は、救急隊 11 隊が救急活動に使用する医薬品及び隊員の安全管理のための感染防止衣の購入費であります。12 節役務費の 3,120 万 5 000 円は、通信運搬費の 2 616 万 8 000

円は一般加入電話、指令専用線及び消防車両等の自動車電話、携帯電話、インターネットの使用料、発信地表示システム回線使用料並びに郵便料であります。保険料の207万6000円は、消防車両の車検時の自賠責保険料、自動車任意保険料及び建物損害保険料であります。手数料の296万1000円は、空気及び酸素ボンベの耐圧検査手数料、職員が仮眠時に使用する寝具等の乾燥及びクリーニング代、救急救命士、潜水士の免許試験登録料等であります。13節委託料の5,139万2000円の主なものを申し上げます。上から3行目の消防本部庁舎清掃委託、12ページをお願いいたします。上から2行目の電気設備の保安点検、3行目の消防本部及び各署所の非常用発電機保守点検委託、7行目の事務用機器保守管理は、コピー、パソコン、印刷機等の保守管理委託、中段の職員健康診断は労働安全衛生法及び当組合の健康管理規程に基づく職員全員の定期健康診断料、下段の感染性産業廃棄物処理業務委託は救急隊員が応急処置に使用した廃棄物の処理業務委託。13ページに移りまして、救急用機材保守点検委託は、監視モニター、除細動器等の保守点検、11行目の消防緊急通信指令室保守点検は、指令台、署所端末装置、自動出動指定装置、地図検索装置等機器の保守点検及びソフトウェアの保守委託、12行目の消防無線設備の保守点検、14行目、車両動態位置管理装置保守点検は、通信指令課の親局及び消防車両に積載する端末装置の保守点検、15行目、気象観測装置検定であります。地方公共団体が気象観測を行う場合、一定の精度を保つ気象機器を使用する必要があります。このため、温度計、湿度計、風速計等の気象観測について、観測に適した性能を有しているかについて気象業務法に基づいて実施する検定であります。次の携帯119UUI機能の追加委託であります。平成17年度携帯電話からの119番通報について、直接受信するシステムの導入を図りました。消防本部からの転送時に際し、発信者番号もあわせて転送するシステムの構築を行うものであります。14ページをお願いいたします。14節の使用料及び賃借料の2,755万4000円の主なものは、消防本部及び署所のパソコン、コピー、ファクス、印刷機等の事務機器、消防車両に積載する車両動態位置管理装置の賃借料並びにテレビの視聴料等であります。15節工事請負費は1000円であります。16節原材料費は1000円であります。18節備品購入費は1億7,496万円あります。一般会計予算資料の4ページをあわせてごらんいただきたいと思います。まず車両購入費の1億6,415万7000円は、千葉県ディーゼル自動車排出ガスの抑制に関する条例及び当組合の整備計画に基づき、平成18年度に計画しております八街消防署に配置する水槽付消防ポンプ自動車は平成4年式を更新、角来出張所に配置する消防ポンプ自動車は平成5年式を更新、神門出張所に配置する高規格救急自動車は平成11年式を更新するものです。佐倉消防署に配置する電源照明車は、夜間災害現場における現場活動を円滑にすること及び活動隊員の安全確保を図ることから、夜間における災害現場の明るさを確保すること、また発電装置を搭載

し、定格出力 10 時間以上連続して供給できる能力を有し、災害現場において、緊急に電力供給を必要とする消防機器や施設等に給電できる車両を新規導入するものであります。警防用備品購入費の 835 万 5 000 円の主なものは、消防用ホース 60 本は耐用年数約 15 年で毎年度計画による更新であります。除細動器 1 器の購入費は、佐倉消防署に第 2 救急隊を配置するため導入するもので、年々増加する救急需要の対応及び大規模災害による多数傷病者発生時の対応等、管内の活動拠点の中心となる佐倉消防署に第 2 救急隊を配置するため、より低電圧で、人体に与える影響が軽減された除細動器に更新を図ろうとするものであります。庁用備品購入費の 214 万 5 000 円は、職員が仮眠時に使用する寝具、事務用ロッカー、いす等、その他庁用備品の老朽、破損等による購入費であります。19 節負担金補助及び交付金の 2 650 万 6 000 円の主なものは、消防大学校に 4 名、県消防学校 22 名の研修に要する負担金、印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会負担金は、救急業務の高度化推進に伴い消防機関と医療機関の連携の強化を図るもので、当組合は印旛地域 7 消防本部と 2 医療機関において平成 15 年 3 月 18 日に協議会を設立したものであります。救急救命士研修負担金は、東京研修所に 2 名、九州研修所には薬剤投与追加講習 4 名の研修に係る負担金、その他自治専門校等の研修並びに職員の福利厚生事業のための助成金等であります。27 節公課費の 246 万 9 000 円は、消防車両等 38 台分の自動車重量税であります。4 款公債費は 3 億 2 896 万 8 000 円で、消防施設整備に係る組合債の償還元金、利子及び手数料であります。5 款予備費は 400 万円であります。なお、16 ページ以降については給与費明細書等で記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。3 ページにお戻り願います。第 2 表の債務負担行為につきましては、事務用機器の賃借についての平成 18 年度からの債務負担行為を行う期間、限度額を定めようとするものであります。第 3 表の地方債につきましては、消防車両整備事業に係る組合債を起こすための限度額、利率等を定めようとするものであります。

続いて、議案第 4 号をお願いいたします。千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。規約改正の理由についてであります。市町村合併に伴う組織団体の数の減少等については、千葉県市町村総合事務組合を組織する市町村が廃置分合すること及びこれに伴う一部組合の解散による本組合の組織団体の数が減少すること、並びに一部組合の名称が変更されること、また成田市市の廃置分合に伴い、成田市から住民の交通災害共済に関する事務を共同処理事務について追加したい旨依頼があったこと。千葉県自治センターとの統合については、本組合と千葉県自治センターは、それぞれ千葉県内全市町村が組織団体となっており共同処理事務の管理業務を主としていることから、統合により組織の合理化、事務処理の合理化、

経費の節減を図り、もって組織団体の経費負担の軽減に資するため、平成 18 年 4 月 1 日付で本組合に統合されることから廃止され、これにより自治センターの共同する事務を本組合の共同処理する事務に追加すること、並びに本組合の議会及び執行機関について見直しをすること。君津郡市中央病院組合の地方公営企業法の全部適用については、君津郡市中央病院組合は、現在平成 18 年 4 月 1 日から地方公営企業法を全部適用するため、同組合同規約でも改正手続を進めており、これが改正された場合には、組合名称を及び共同処理事務が変更されること。以上のことから、千葉県市町村総合事務組合の組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合の規約の一部を改正することについて、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 5 号から議案第 10 号までにつきましては人事案件でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で提案理由の細部説明を終わらせていただきます。

議案第 1 号の質疑、討論、採決

○議長（寺田一彦君） 議案第 1 号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（寺田一彦君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（寺田一彦君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第 1 号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（寺田一彦君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 2 号の質疑、討論、採決

○議長（寺田一彦君） 議案第 2 号 平成 17 年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算（第 3 号）について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(寺田一彦君) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(寺田一彦君) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号 平成17年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算(第3号)について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(寺田一彦君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号の質疑、討論、採決

○議長(寺田一彦君) 議案第3号 平成18年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時37分

○議長(寺田一彦君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

消防長。

○消防長(島村義明君) 消防長の島村義明でございます。まことに申しわけございませんが、平成18年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算書の中に、一部記載ミスがありましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。予算書の6ページをお開きいただきたいと思っております。下から大きく分けて2段目の繰入金、財政調整基金の繰入金でございますが、本年度1億円でございます。そして、右の方に行きまして、節のところをごらんいただきますと1億1000万円、そして説明欄では財政調整基金繰入金となっております。これにつきましては、1億円の誤りでございます。そして、この席でございますけれども、1億円ということで訂正をさせていただいて、ご審議方お願いしたいと思います。なお、議会の後になりますけれども、訂正したものを各議員さんにお配りをさせていただくと、そのようにさせていただければ大変ありがたいと思っております。以上大変申しわけございません

が、訂正をさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(寺田一彦君) はい。

○7番(小澤定明君) 配付でなくても、この場で直せばいいではないですか。

○議長(寺田一彦君) そういう言葉がありますけれども、いかがでございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(寺田一彦君) では、そういうことで。

○消防長(島村義明君) 大変ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(寺田一彦君) それでは、ただいま議案第3号についてやったところがありますが、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(寺田一彦君) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(寺田一彦君) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号 平成18年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。」

(起立全員)

○議長(寺田一彦君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号の質疑、討論、採決

○議長(寺田一彦君) 議案第4号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(寺田一彦君) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(寺田一彦君) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第4号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数

の減少、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
(起立全員)

○議長(寺田一彦君) 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号の採決

○議長(寺田一彦君) 議案第5号 情報公開審査委員の委嘱についてでございます。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(寺田一彦君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第5号 情報公開審査委員の委嘱について採決いたします。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
(起立全員)

○議長(寺田一彦君) 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第6号の採決

○議長(寺田一彦君) 議案第6号 情報公開審査委員の委嘱についてでございます。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(寺田一彦君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第6号 情報公開審査委員の委嘱について採決いたします。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
(起立全員)

○議長(寺田一彦君) 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第7号の採決

○議長(寺田一彦君) 議案第7号 情報公開審査委員の委嘱についてでございます。

す。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(寺田一彦君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 情報公開審査委員の委嘱について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(寺田一彦君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第8号の採決

○議長(寺田一彦君) 議案第8号 個人情報保護委員の委嘱についてでございます。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(寺田一彦君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 個人情報保護委員の委嘱について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(寺田一彦君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第9号の採決

○議長(寺田一彦君) 議案第9号 個人情報保護委員の委嘱についてでございます。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(寺田一彦君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 個人情報保護委員の委嘱について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(寺田一彦君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第10号の採決

○議長（寺田一彦君） 議案第10号 個人情報保護委員の委嘱についてでございます。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（寺田一彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 個人情報保護委員の委嘱について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（寺田一彦君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

一般質問

○議長（寺田一彦君） 日程第4、一般質問を行います。

議席8番、北村新司君の質問を許します。

議席8番、北村新司君。

（8番 北村新司君登壇）

○8番（北村新司君） 八街市選出の北村でございます。一般質問を行う前に、一言申し上げさせていただきます。日ごろは、佐倉市八街市酒々井町消防組合の皆様方には、市民、町民の生命、財産を守るために必死の活動をしていただいておりますことに対しまして、まずは心から感謝と敬意を表するものであります。

それでは、通告に従いましてご質問申し上げます。救急車の利用状況についてお伺いいたします。救急車は、災害や救助等で緊急に病院へ搬送するためのものであると理解しております。また、緊急とは、迅速に病院へ搬送し医師の治療を受けなければ、生命に危険を及ぼす状態を指すものだと思っております。そうした中、限られた救急車台数の中で、仮にですけれども、緊急性が低い場合に救急車を呼んだとしますと、本当に必要な重病な市民、町民を搬送できなくなるおそれも発生する可能性があります。私ども市民、町民一人一人が軽微なけが、あるいは軽症な場合には、バス等を利用して病院へ行く努力はしていくべきだと考えております。大切な市民、町民の共有財産である救急車を本当に必要としていくために、適正利用を市民、町民が理解することが大事であろうと思っております。そこで質問いたします。1点目が、救急車の充足状況はどうか、2点目が、軽症での要請はどのくらいありますかについてをお伺いいたします。よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（寺田一彦君） 組合長、長谷川健一君。

（組合長 長谷川健一君登壇）

○組合長（長谷川健一君） 組合長の長谷川健一でございます。北村議員の質問にお答えをいたします。

最初に、救急車の充足状況についてでございますが、ふえ続ける救急需要に対応するため、現在消防署及び出張所には各1台救急車を配置しているほか、救急出動が特に多い八街消防署については2台の救急車を配置し、合計10隊の救急隊で救急業務を行っております。しかし、今後さらに進むと見込まれる高齢化社会や救命率の一層の向上を考慮いたしますと、厳しい財政状況ではございますが、今後も救急隊の数をふやしていく必要があると考えております。次に、軽症な症状での要請についてでございますが、平成17年中の搬送人員1万12人のうち5011人、比率にいたしますと約50.1%が軽症な状態による搬送でございました。軽症な症状での搬送比率は年々高まる傾向にあることから、消防組合といたしましては、これまで以上に救急車の適正な利用について啓発活動を実施してまいります。

以上、北村議員の質問に対しまして答弁を申し上げましたが、細部につきまして消防長より説明をいたさせますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げ、答弁にかえさせていただきます。

○議長（寺田一彦君） 消防長、島村義明君。

（消防長 島村義明君登壇）

○消防長（島村義明君） 消防長の島村義明でございます。北村議員の質問に対しまして、組合長答弁の補足をさせていただきます。救急車の充足状況、配置基準につきましては、消防組織法に基づく消防庁長官の勧告という形で、消防力の整備指針として示されております。これによりますと、市町村の人口が15万人まではおおむね人口が3万人ごとに1台、そして15万人を超える場合には、15万人を超える区分の人口がおおむね6万人ごとに1台を増車していくことを基準とするほか、地域の医療機関の状況や日中、夜間の人口の増減など、市町村の実情を勘案して配置することとされております。また、これに合わせて多数の傷病者が発生した場合、または点検や修理などを考慮して、救急車の予備車を置くようにされております。現在当組合では救急隊10隊を配置しまして、予備車を2台所有してございまして、この消防力の整備指針に基づき算定した充足率としては100%となっております。しかし、当組合の場合は、傷病者の約40%が成田市や印旛村など管外にある医療機関に搬送されることから、救急車が出場から帰署するまでの時間がどうしてもかかってまいりまして、救急車が不在となってしまう時間帯が多くなってしまっているのが現状にあります。こうしたことに対応するために、平成15年度からは特に救急車が不在となってしまう時間が多い八街消防署に消防隊と救急車、消防車と救急車を必要に応じて乗りかえて出場する方式の第2救急隊を配置してこ

れまで対応してまいりました。財政難の折ですから、車両については更新した際の古い車両の中から比較的走行距離が少ないものを再整備して使用しております。こうした方法をとっておりますけれども、故障による救急活動の障害、または乗りかえによる消防活動面での問題もこれまでほとんどございませんでした。このようなことから、本来4月1日からは出場件数が多い佐倉消防署にも同じような方式で第2救急隊を配置し、業務が開始できるように現在準備を進めております。次に、軽症な症状での搬送でございますが、組合長答弁でも申し上げたとおり、全体の50%が軽傷者の搬送となっております。全国平均と比較してもほぼ同じような比率となっております。事故種別ごとでは、交通事故による搬送、これは全搬送者の76.6%が軽症と、最も高くなっております。続いて一般負傷が64.2%、急病の場合45.4%となっております。交通事故や一般負傷の場合は、通報者が傷病程度を過大評価してしまい、軽症率が高くなってしまおうというような傾向が見られます。搬送時間帯別に傷病程度を見てみますと、軽症者の比率は夜の8時ごろから徐々に増加を始めまして、午前零時から午前2時ごろにかけてピークになる傾向にあります。現在では緊急性の判断は救急車を要請する側にゆだねておりますことから、今度は消防機関が緊急性に対して具体的な判断を示し、市民に周知をされていく方策などを取り入れまして、これまで以上に軽症者の搬送率の低減に努力をしてまいります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（寺田一彦君） これにて北村新司君の一般質問を終結いたします。

退任あいさつ

○議長（寺田一彦君） ここで、皆様にお知らせいたしたいと思っております。この3月末日をもちまして、各構成市町より選出していただいております学識経験を有し、組合議会議員の方の任期がまいります。佐倉市から選出されております三橋秀夫議員、立崎金治議員、酒々井町から選出されております京増幸男議員におかれましては、引き続き組合議会議員といたしまして選出されました。今後ともよろしくご協力のほどお願いいたします。また、八街市から選出されております今関喜内議員におかれましては、任期満了をもちまして勇退されることになりました。長年のご尽力に感謝申し上げます。後任につきましては、福田守氏が選出されております。ここで、議席9番、今関喜内君より発言を求められておりますので、これを許します。

（9番 今関喜内君登壇）

○9番（今関喜内君） この席をおかりしまして、一言御礼の言葉を申し述べさせていただきます。私長年消防議員をさせていただきました。ちょうど今年で11年目でございます。この間、議員の方々には惜しみないご指導、ご協力をいただきま

して、11年間というこの長い期間、無事に務めさせていただきましたこと、衷心より厚く御礼を申し上げます。また、消防署の職員の方々には、この長い期間いろいろお世話になりました。また職員の皆さん方は、消防の活動、また救急業務という非常に多面にわたりましてご活躍をいただいているところでございます。おかげで、2市1町住民の方々は、消防署の活動のおかげで、日ごろ業務に、家業に専念できるわけでございます。この点、消防署の方々には厚く御礼を申し上げます。これで私は最後でございます。地元の消防団に大分お世話になっておりますので、一言消防署の職員の方々、また皆様方に御礼を申し上げます。これはなぜかと申しますと、私は学験として今日までお世話になったわけでございます。そういう関係上、御礼を申し上げます。八街市の消防団、戦後ずっと操法大会を開催しております。その大会におきまして、大会を成功に持っていくために、日ごろの訓練が大変でございました。その訓練のご指導を佐倉の消防署の職員の方々に教官としてご指導いただいて、今日までそういう形でまいってまいります。そういう佐倉の消防署のご指導があったからこそ、八街市消防団は全国大会で2度優勝しています。また、1度準優勝もしておるわけでございます。これもひとえに消防組合の消防議員、消防署の職員の方々のご指導のたまものでございます。この席をおかりしまして厚く御礼を申し上げます。それから、消防署、また非常勤消防団と、目標は一緒でございます。よく言われておりますように、車の両輪のごとく、これは目的に向かっていけるわけでございます。どうか、お互いの若干の立場は違いますが、その点お互いにご理解をしながら、消防本来の使命に向かってますますのご活躍をお願いする次第でございます。最後に、2市1町消防組合、その中の370名の常設消防の職員の皆様方のますますのご活躍をご祈念申し上げまして、簡単でございますけれども、長い間お世話になった御礼の言葉にかえさせていただきます。本当に長い間お世話になりました。(拍手)

○議長(寺田一彦君) 事務局から、任期満了に伴い、後任に選出された学識経験を有する組合議会議員名簿を配付させます。

閉会の宣告(午後3時03分)

○議長(寺田一彦君) 以上をもちまして、平成18年3月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を閉会いたします。